

建築指導課長
都市計画課長
空き家対策担当課長
生活環境課長
住宅課長
防災安全課長 殿



常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[令和2年6月10日(水)~11日(木)開催]

特別措置法を踏まえた 実効性のある空き家対策と処分手続きの実務講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に有効活用されていない空き家が増加している状況に対応し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され市町村が空き家対策を進める枠組みが整いました。「空家等対策計画」の策定する段階から、実際に空き家に対する措置を行う段階へと進み始めています。

そこで今回、上記特別措置法を踏まえ、実効性のある空き家対策と具体的な処分手続きについて理解を深めていただく標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

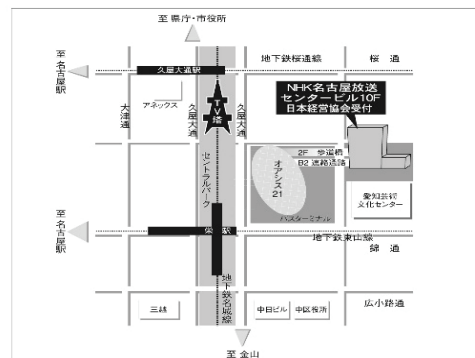
日 時：令和2年 6月10日(水) 13:00~17:00
11日(木) 10:00~16:00

会 場：NHK名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜1-13-3)

講 師：秋法律事務所 弁護士 秋山 一弘 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000円	2,900円	31,900円
一 般	32,000円	3,200円	35,200円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円~13,000円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当：松尾)
お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F
TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ※お問合せは、平日の9:15~17:15にお願いいたします。以上

I はじめに

- 1 空家特措法成立の経緯・背景
- 2 空家特措法制定の意義
- 3 所有者等の責務と市町村の責務・役割との関係性
- 4 国による基本的な指針など
- 5 法の目的と用語の定義

II 空家等の発生に対する予防的対策

- 1 空家等対策計画の策定
- 2 協議会の設置と構成員
- 3 空家等に関する調査
- 4 所有者等の特定
(相続人が不明の場合等の対応を含む)
- 5 データベースの整備
- 6 所有者等への情報提供、助言その他必要な援助
- 7 空家等及び空家等の跡地の利活用
(空家バンク、不動産業界団体との協定など)
- 8 条例制定による対応
(法制定前の既存の条例との整合性を含む)
- 9 弁護士会との連携

III 特定空家等に対する具体的対応

- 1 判断基準の検討と策定
- 2 適切な認定判断を実施するための組織・手続き
- 3 措置実施に関する考え方
- 4 立入調査の必要性和限界
- 5 特定空家等に対する措置
 - (1) 相手方の確認(借地の場合など)
 - (2) 助言指導の方法
 - (3) 勧告の方法
 - (4) 命令の方法
 - (5) 行政代執行の要件と手続き
 - (6) 略式代執行の要件と手続き
 - (7) 過料(要件と手続きなど)
 - (8) 代執行の実例について
(除却、代執行費用の回収など)

IV 国・都道府県の役割

- 1 財政上・税制上の措置
- 2 市町村に対する援助

V その他の事項

- 1 他の行政関係法令との関係について
- 2 民法の関連条文の確認
- 3 今後の課題等について

<講師紹介> 秋法律事務所 弁護士 秋山 一弘 氏2010年4月～2013年3月
2014年～2016年～
2017年～
2018年～
2019年～

東京都町田市で特定任期付職員(法務担当課長)として勤務
日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員、
第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、
東京都大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員
町田市特定空家等対策審議会委員、清瀬市オンブズパーソン
東久留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査委員
羽村市個人情報審査議会委員、小金井市行政不服審査委員
西東京市空き家等対策協議会委員
その他、東京都市町村職員研修所講師(民法)、私立大学監事、企業監査役などを務める。

【著書】 仲江利政=村田哲夫・編集『Q&A 自治体職員のための個人責任(自治体法律顧問シリーズ)』(ぎょうせい)、
共著『Q&A 自治体のための空家対策ハンドブック』(ぎょうせい)等

日本経営協会・中部本部(担当:松尾)行(この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-7418

□日本経営協会会員 □一般(該当する方にレ印を付けてください)

R2/6/10-11

60014938「実効性のある空き家対策と処分手続きの実務」講座・参加申込書

年 月 日

ふりがな 団体名		TEL () -		ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒	Fax () -		氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	印
			年 月	メールアドレス
			年 月	<通信欄>
			年 月	

※請求書の宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他 宛)

・4名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □